



広島県NPO法人等活動継続支援金 Q & A

令和2年10月30日時点

● 広島県NPO法人等活動継続支援金の概要

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、寄付や会費収入等の事業外収入総額が、令和2年1月～12月の連続する6か月又は1年間において前年同期比50%以上減少し、社会貢献活動の継続に支障が生じている県内のNPO法人等に対して、1法人あたり30万円を上限に支援金を支給するものです。

● 1 交付対象・要件について

Q 1-1. この支援金の対象となるのはどのような法人ですか？

(A 1-1) [申請の手引き P.3]

○ 本支援金の対象は、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」）、一般社団法人、一般財団法人です。認定（特例認定）NPO法人、公益社団法人、公益財団法人も含まれます。

※これらの法人を、本支援金では「NPO法人等」といいます。

○ 詳しい交付の対象要件は、(A 1-2)をご確認ください。

Q 1-2. 交付を受けるにはどのような要件がありますか？

(A 1-2) [申請の手引き P.1, 3～5]

○ 本支援金の交付を受けるには、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 広島県内に主たる事務所を有し、県内で不特定多数を対象とした社会貢献活動を行っているNPO法人等であり、対象期間の前年同期の始期以前に設立していること。
- (2) 令和2年4月1日時点で常時使用する者が100人以下であること。
かつ、一般財団法人の場合は、当該法人に拠出されている財産の額が5千万円未満であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月のうちの連続する6か月又は1年間に、寄附金等の事業外収入の総額が、前年同期比50%以上減少していること。
- (4) 寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象とした国の持続化給付金において、事前確認の対象となるNPO法人（注）に該当しないこと。
- (5) 選挙や宗教の普及に係る活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと。

（注）以下の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金（※1）、会費収入の合計。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の対象月の属する事業年度の直前の事業年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること
2. 対象月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で寄附金等及び事業収益の合計額が50%以上減少していること
3. 対象月において、以下のいずれかに該当すること
 - イ 感染症拡大の影響等により、事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が前年同月比で減少していること
 - ロ イに該当しない場合であって、事業の性質上、感染症拡大の影響等により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別な事情が認められること
4. 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の活動実績があること

※1 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りません。

出典：内閣府 NPO ホームページ「持続化給付金」に係る Q & A <https://www.npo-homepage.go.jp/news/jizokuka/jizokuka-guidance/jizokuka-qa>

Q 1-3. 任意団体は対象になりますか？

(A 1-3) [申請の手引き P.3]

- 対象ではありません。本支援金の対象は (A 1-1) の法人です。

Q 1-4. 広島県内に主たる事務所がありますが、広島県内では活動をしていない場合も対象になりますか？

(A 1-4) [申請の手引き P.3]

- 広島県内で社会貢献活動を行っていない場合は、本支援金の対象ではありません。
- ただし、広島県民もサービス等を利用できるなど、受益対象から除かれていない場合は、本支援金の対象になります。

Q 1-5. 今年度法人を設立しましたが、交付の対象となりますか？

(A 1-5) [申請の手引き P.3]

- 本支援金は、対象期間の前年同期の始期以前に設立している法人が対象であるため、令和元年7月1日以前に設立されていない場合は対象になりません。(対象期間の始期において、設立して1年以上が経過している法人が対象です。)
- 詳しくは、早見表をご確認ください。

(例) 対象期間：令和2年2月～7月（6か月）の場合、平成31年2月1日以前に設立している法人が対象です。

● 早見表

対象期間	選択する対象期間	対象期間の前年同期の始期
6か月	令和2年1月～6月	平成31年1月
	令和2年2月～7月	平成31年2月
	令和2年3月～8月	平成31年3月
	令和2年4月～9月	平成31年4月
	令和2年5月～10月	令和元年5月
	令和2年6月～11月	令和元年6月
1年間	令和2年1月～12月	平成31年1月

1日以前に設立している法人が対象です。

Q 1-6. 常時使用する者とはどのような人のことですか？

(A 1-6) [申請の手引き P.3]

- 労働の対価として賃金等が支払われている者のうち、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。
- パート・アルバイト・非正規職員等については、労働基準法の条文に基づき個別に判断してください。※日雇い、2か月以内の期間限定雇用、季節的業務に係る4か月以内の期間限定雇用、試用期間中の場合を除き、原則「常時使用する者」に含まれます。
- 役員については、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、原則「常時使用する者」には含まれませんが、労働の対価として賃金等が支払われている者（職員等）を兼ねている場合は、「常時使用する者」に含まれます。

Q 1-7. 社会貢献活動とは何ですか？

(A 1-7) [申請の手引き P. 3]

- 非営利かつ公益の増進に寄与する活動のことです。
ただし、非営利とは財産の分配を目的としないことを、公益とは不特定かつ多数の者の利益のことをいいます。(収益事業を行うことは問題ありません。)
- なお、あらかじめ特定された会員のみが受益対象であるといった共益活動のみを行っている場合は含みません。
- 「社会貢献活動」の具体的な活動内容としては、NPO法人の特定非営利活動の種類や公益法人の公益目的事業の種類に該当するような活動を想定しています。

Q 1-8. 支援金の「対象期間」はいつからいつまでですか？

(A 1-8) [申請の手引き P. 3]

- 寄附金等の対象となる事業外収入の総額が、前年同期比で 50%以上減少している、次のア・イのうちのいずれかの期間を、申請者自身で選択してください。
ア 令和2年1月から12月までのうち、申請者が任意に選択した連続する6か月間
(例) 令和2年1月～6月／令和2年3月～8月／令和2年7月～12月
イ 令和2年1月から12月までの1年間

Q 2-2. 対象となる事業外収入額とは具体的にどのようなものですか？

(A 2-2) [申請の手引き P. 4]

- 寄附金、会費（正会員会費、賛助会員会費など）、助成金など法人の収入のうち事業収入を除いたものを、本支援金では「事業外収入」と言います。
- ただし、国及び地方公共団体からの委託金及び補助金は、申請の対象となる事業外収入額には含みません。
- 該当する科目例については、[申請の手引き P. 4]をご確認ください。

Q 1-9. 交付金額はいくらですか？

(A 1-9) [申請の手引き P. 5]

- 1法人 **30万円** を上限に、対象期間の前年同期からの減少分を交付します。

《支給金額の計算方法》

[A] - [B] ≥ 30万円 のときは、30万円

[A] - [B] < 30万円 のときは、[A] - [B] の金額

[A] 対象期間の前年同期における事業外収入総額 [B] 対象期間における事業外収入総額

[A] - [B]	交付上限金額
30万円以上	30万円
30万円未満	減少額

<計算例>

[A] 対象期間の前年同期における事業外収入総額 - [B] 対象期間における事業外収入総額 = **交付金額**

① [A] 200,000円 - [B] 90,000円 = **110,000円**

② [A] 450,000円 - [B] 200,000円 = **250,000円**

③ [A] 360,000円 - [B] 0円 = 360,000円 ⇒ **300,000円** (上限)

● 2 申請書類について

Q 2-1. 申請に必要な書類は、どのようなものがありますか？

(A 2-1) [申請の手引き P. 6]

- 申請書兼実績報告書〔別記様式第 1 号〕に次の書類を添付して提出してください。
 - (1) 履歴事項全部証明書（申請日において発行から 6 か月以内のもの）
 - (2) 令和 2 年 4 月 1 日現在の従業員名簿等
 - (3) 申請日における前事業年度の事業報告書及び活動計算書等の計算書類
 - (4) 対象期間の事業外収入の額が確認できる書類
 - (5) 対象期間の前年同期の事業外収入の額が確認できる書類
 - (6) 支援金の振込先となる、金融機関の名称および口座名義等を確認することができる書類
ただし、原則法人名義の口座とします。

Q 2-3. 国や地方公共団体から新型コロナウイルスに係る助成金等（給付金・支援金・助成金等）を受給している場合、その受給金額は対象期間の事業外収入総額に含めるのですか？

(A 2-3) [申請の手引き P. 4]

- 国または地方公共団体からの新型コロナウイルス関連の支援金等（給付金・支援金・助成金等）の収入については、事業外収入総額に含みません。
- ただし、寄附金等を主な収入源とする NPO 法人を対象とした国の持続化給付金において、事前確認の対象となる NPO 法人は、本支援の対象になりません。

Q 2-4. 事業外収入額が分かる書類とは、どのようなものを提出すればよいですか？

(A 2-4) [申請の手引き P. 6]

- 〔様式例 3 の 1（対象期間 6 か月用）〕又は〔様式例 3 の 2（対象期間 1 年間用）〕（事業外収入確認シート）に該当する事業外収入の各金額を記載して提出してください。
- 記載された金額の整合性を確認するための根拠資料として、法人が普段作成している【経理ソフト等から抽出したデータ（総勘定元帳など）、Excel データ、手書きの帳簿などの写し】を併せて提出してください。

Q 2-5. 登記履歴事項全部証明書は、6 か月以内に発行されたものであれば、写しでもよいですか？

(A 2-5) [申請の手引き P. 6]

- 6 か月以内に発行されたものがあれば、写しでも構いません。
なお、写しを提出する場合は、記載例のとおり原本と相違ないことの証明を付してください。

(記載例)

この写しは、原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 〇〇〇〇法人 × × × × 理事長（代表理事） 〇〇〇〇 印
--

Q 2-6. 申請日における前事業年度の事業報告書及び計算書類について、（様式例 2）に記載された内容が分かるものとは、具体的に何を提出すればよいですか？

(A 2-6) [申請の手引き P. 6]

- 根拠法令に基づき、作成することとされている次の事業報告書及び計算書類等を提出してください。なお、該当する書類が無い場合は、様式例2を参照のうえ作成をお願いします。
 - ・ NPO法人…所轄庁に提出する事業報告書及び活動計算書
 - ・ 公益法人…公益法人担当に提出する事業報告書及び正味財産増減計算書
 - ・ 一般社団・財団法人…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、作成する事業報告及び損益計算書

●3 制度について

Q3-1. 国の持続化給付金との併給はできますか？

(A3-1) [申請の手引き P.5]

- 持続化給付金との併給は可能です。すでに売上の減少により持続化給付金の給付を受けている場合でも、寄附金等の事業外収入額が連続する6か月又は1年間で半減している場合は、本支援金にも申請が可能です。
- ただし、9月29日から、持続化給付金の追加措置として、NPO法人の寄附金等も収入の算定に含まれることとなったため、この追加措置の給付を受けるための「事前確認」の対象となるNPO法人は本支援金への申請はできません。
- なお、持続化給付金の追加措置において「事前確認」の対象となるNPO法人の要件については、(A1-2)の(注)を参照してください。

Q3-2. 国や地方公共団体による新型コロナウイルスに係る給付金等（交付金・支援金・補助金・助成金等）との併給はできますか？

(A3-2) [申請の手引き P.5]

- 原則、併給は可能です。
- ただし、本支援金は、寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象とした国の持続化給付金（追加措置）との併給はできませんのでご注意ください。（A1-2, A3-1参照）
- 他の給付金等の申請や受給を行う場合、本支援金を含む各種給付金等と併給可能かについては、各制度の運営主体にご確認ください。

Q3-3. 申請回数に制限はありますか？

(A3-3) [申請の手引き P.7]

- 原則、本支援金への申請は1法人あたり1回ですが、次の条件をすべて満たす場合には2回目の申請（追加申請）が可能です。
 - ・ 1回目の申請における対象期間が6か月で、交付決定額が30万円未満であること
 - ・ 対象期間を1年間とした場合においても、事業外収入総額が前年同期比50%以上減少し、その減少額が1回目の交付決定額を超えていること
- 2回目の交付決定額は、対象期間を1年間としたときの事業外収入総額の減少額と1回目の交付決定額との差額となります。（1法人あたりの上限30万円）
- 詳しい追加申請手続きの流れについては、[申請の手引き P.7]をご覧ください。

Q3-4. 活動継続支援金の用途には、指定がありますか？何に対して支出してもよいですか？

(A3-4)

- 用途に指定はありませんが、法人の運営や社会貢献活動を継続するために必要な経費として、お使いください。

● 4 申請・相談窓口について

Q 4-1. 申請について相談したい。どこに連絡すればよいですか？

(A 4-1) [申請の手引き P. 1, 8]

- 広島県NPO法人等活動継続支援金事務局（以下、事務局）へご連絡ください。

専用電話：082-208-3210

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで（土日祝日、12/29～1/3を除く）

Q 4-2. 申請書はどこにどのように提出すればよいですか？

(A 4-2) [申請の手引き P. 7]

- 郵送により事務局へ提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参での提出は受け付けておりません。

宛先：〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目3-34 本川信愛ビル3階
広島県NPO法人等活動継続支援金事務局 宛て

Q 4-3. 申請期間はいつからいつまでですか？

(A 4-3) [申請の手引き P. 1, 7]

- 令和2年11月2日（月）から 令和3年1月29日（金）【消印有効】までに申請してください。

Q 4-4. 申請してどれくらいで交付されますか？

(A 4-4) [申請の手引き P. 2, 7]

- 申請書類を受理してから、4週間程度を見込んでいます。
なお、申請内容や申請状況により、審査にお時間をいただく場合や申請順に関わらず交付決定等を行う場合があります。予めご了承ください。